整理番号 環境-法不-36

## 不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課(土壌汚染対策グループ) (06-6615-7926)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	土壌搬出の届出及び変更の届出にかかる汚染土壌の運搬方法の変更及び処理を汚染土壌処理業者に委託する旨の命令
概要	土壌汚染対策法では、形質変更時要届出区域等の土壌を区域外へ搬出しようとする者は、土壌の搬出に着手する日の14日前までに、当該土壌の汚染状態、体積、運搬の方法等について届け出なければなりません。この届出があった場合において、運搬の方法が汚染土壌の運搬に関する基準に違反していたり、汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託することとなっていない場合は、届出を受理した日から14日以内に限り、搬出時の計画の変更命令を行います。
根拠法令等 及び条項	土壌汚染対策法第16条第4項第1号及び第2号、第17条、第18条第1項 土壌汚染対策法施行規則第65条 (https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html)
処分基準	<ul> <li>○土壌汚染対策法第17条</li> <li>要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準(施行規則第65条)に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</li> <li>○土壌汚染対策法第18条第1項汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</li> <li>一汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合</li> <li>一 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合 当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域 ロー当該自然由来等形質変更時要届出区域 ニーの土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合 理素が書のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合 五 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</li> <li>○運搬に関する基準</li> <li>一運搬は、次のように行うこと。イ 特定有害物質と含む固体若しくは液体の発散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</li> <li>軍機は、次のように行うこと。イ 特定有害物質と含む固体若しくは液体の発散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講すること。</li> <li>軍機に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講すること。</li> <li>等、土壌汚染対策法施行規則第65条各号(第1号~第15号)に定められています。</li> </ul>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	